

3 審議事項

(3) 介護給付適正化の目標について

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 52 号)による介護保険法の一部改正により、市町村介護保険事業計画においては、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされました。

これを受け厚生労働省から示された『「介護給付適正化計画」に関する指針』(平成 29 年 7 月 7 日付け老介発 0707 第 1 号)に基づき、本市における介護給付適正化に関する事項及びその目標を以下のとおり定めることとします。

事項 / 実施内容	平成 28 年度実績 (参考値)		目標値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
① 要介護認定の適正化 市職員が認定調査票全件の点検を行うことにより、認定調査の平準化を図ります。	認定調査票全件 (12,061 件)		全件	全件	全件
② ケアプランの点検 点検数を維持しつつ、結果等を居宅介護支援事業所やサービス提供事業所との共有化を進め、事業効果の拡充を図ります。	50 件		50 件	50 件	50 件
③ 住宅改修等の点検 現地調査の拡充により利用者の実情に応じた効果的な改修工事の促進を図ります。	126 件		140 件	160 件	170 件
④ 縦覧点検・医療情報との突合 国保連への委託による実施に加え、市職員による突合・点検を新たに実施し、取り組みの推進を図ります。	縦覧点検	27 件	60 件	90 件	120 件
	医療突合	50 件	100 件	150 件	200 件
⑤ 介護給付費通知 介護サービス等利用者に、利用したサービスの種類とその費用額を記載した通知を送付し、利用者が確認することにより、適正な請求に向けた抑制効果を図ります。	介護サービス等利用者全件 (8,959 件)		全件	全件	全件